

令和6年度プラスチック類選別処理業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度プラスチック類選別処理業務委託（単価契約）

2 目的

本仕様書は、京都市が分別回収したプラスチック類（プラスチック製容器包装及びプラスチック製品）について、選別等の処理を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「指定法人」という。）に引き渡すための業務について、その内容を定めるものとする。

3 委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 業務概要

（1）業務概要

受注者は、本市が市域内で分別回収し、（3）ア～ウの引取場所（中継施設）に搬入・集積した、プラスチック類を自らの施設に引取り、指定法人が定める引取品質に適合するように選別等の処理を行ったうえで、指定法人に引き渡すまで保管する。また、（3）ア及びイの引取場所（中継施設）の管理運営行為等を行う。

（2）年間処理予定数量

10,000トン

ただし、予定数量であり増減することがある。

（3）引取場所（中継施設）

ア 西部圧縮梱包施設（京都市西京区大枝沓掛町26番地）

イ 北積替所（京都市上京区下清蔵口町132番地）

ウ 南積替所（京都市伏見区横大路千両松町447番地）

ただし、上記ア～ウのプラスチック類の本市搬入時間は、月曜日～金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）を含む。年末年始期間（令和6年12月29日から令和7年1月3日までをいう。以下同じ。）については、別途協議する。）の午前9時から午後5時まで（搬入が集中する時間は午後2時から午後3時まで）。ただし、交通渋滞等により、遅れる場合がある。

（4）予定数量及び作業時間（又は引取時間）

ア 西部圧縮梱包施設

年間の搬入予定数量として約6,700トン。作業時間として、月曜日～金曜日（祝日を含む。年末年始期間については、別途協議する。）の午前9時から午後8時まで

とし、搬入時間の大幅な遅れ、年末年始期間等における搬入量の大幅増加、その他やむを得ない事情があると本市が判断した場合を除き、搬入された全量を搬入された当日の午後８時までに引き取るものとする。

イ 北積替所

年間の搬入予定数量として約３，１００トン。作業時間として月曜日～金曜日（祝日を含む。年末年始期間については、別途協議する。）の午前８時３０分から午後６時までとし、搬入時間の大幅な遅れ、年末年始期間等における搬入量の大幅増加、その他やむを得ない事情があると本市が判断した場合を除き、搬入された全量を搬入された当日の午後６時までに引き取るものとする。

ウ 南積替所

年間の搬入予定数量として約２００トン。引取時間として月曜日～金曜日（祝日を含む。年末年始期間については、別途協議する。）の午前８時３０分から午後４時３０分までとする。

当施設の搬入量については、プラスチック類を処理する本市横大路学園と調整を行うため、日毎の変動が大きく、引取りが不要な日が生じるため、引取りに際しては、日程調整や事前連絡等を行う。

５ 業務内容

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）その他関係法令等を遵守し、本市の定める一般廃棄物処理計画及び収集作業計画に従って、誠実、完全に業務を履行すること。

（１）プラスチック類の引取り

ア 引取りを行う一般廃棄物の種類及び概算数量

（ア）種類

プラスチック製容器包装とプラスチック製品が一括して排出されたごみ袋（本市指定袋（１０リットル、２０リットル、３０リットル、４５リットル）、無色透明又は白色透明袋）

（イ）予定数量

１０，０００トン

イ 引取場所（中継施設）

４（３）に定める。

ウ 引取方法

本市が４（４）で指定する月日（曜日）、時間及び条件を厳守し、引取りを行うこととし、重量は原則として引取場所（中継施設）内の計量装置にて計量するものとし、引取車両の規格等のためこれによりがたい場合は、本市と事前協議のうえ、受注者又は本市が認める第三者の計量装置（計量法に基づく特定計量器に限る。）

にて計量する。引取りに当たり、本市が認める場合には、上記イの引取場所(中継施設)のうち西部圧縮梱包施設について、積込み前の上記アの運搬効率を上げるための圧縮行為は可能とする。ただし、圧縮行為のために必要な機材等は、事前にその仕様や能力等について本市の了承を得たうえで、受注者において準備するものとする(必要な安全対策及び火災対策を含む。)。積込みについては、受注者のショベルローダー等を使用して受注者自ら行うものとする。積込作業及び引取作業等((4)の管理運営行為に伴う作業を含む。))においては、プラスチック類の飛散・流出が生じないように十分配慮を行うとともに、飛散・流出が生じた場合は、飛散・流出したプラスチック類の清掃は受注者が行うなど、作業前後における引取場所(中継施設)及びその周辺の清潔保持に努めること。もし、引取場所(中継施設)外への飛散・流出が生じた場合には直ちに回収すること。また、周囲の安全を妨げることをないように十分に配慮すること。

エ 搬入先

受注者の施設敷地内

オ 引取物の指定

本市での積込みをもって引取物の指定及び承諾を行ったものとする。また、処理後に返却を要する残渣が生じた場合は、本市に搬入日の前日までに了承を得て受注者自ら月曜日～金曜日に本市が指定する場所に搬入することとする。ただし、終了した状態での持ち込みを禁止する。また、選別後の残渣の重量を選別前の引取量の10%未満になるよう努めるとともに、自ら処理できる残渣は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理すること。

カ 引取車両

原則としてパッカー車等で引取ることとし、受注者のショベルローダー等で積込みできる範囲内の車両であること(積込みに必要な補助具を用意するとともに、良好な施設管理に協力しなければならない。)。圧縮行為を行う場合の引取り、積込み車両については、別途本市との協議のうえ決定する。

キ 報告

受注者は、毎月10日までに前月の業務完了報告(残渣処理報告を含む)を行うこと。

ク 運搬経路等

引取車両の引取場所(中継施設)への進入経路及び引取場所(中継施設)から受注者の施設までの運搬経路については、本市の指示を遵守すること。

ケ その他

運搬中は、交通法規を遵守すること。

(2) プラスチック類の異物除去・圧縮梱包・保管

ア プラスチック類を指定法人の引取品質に適合させるため、異物を除去し、圧縮梱

包し保管する。

イ アにより圧縮梱包したプラスチック類（以下、「ベール」という。）を本市の指示により、指定法人に引き渡す。

なお、「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」（令和4年環境省令第1号。以下「環境省令」という。）で規定される分別収集物の基準、指定法人が定める市町村からの引き取り品質ガイドライン等に基づき、以下のベールの品質基準を遵守すること。

(ア) ベールのうち、最も長い一辺の長さが50センチメートル未満のプラスチック類など環境省令の「分別収集物の基準」に適合するもの（以下「分別基準適合物」という。）が重量比で90%以上であること。

(イ) リチウムイオン蓄電池等を使用した製品、使用済小型電子機器等の電池、電気で動くもの、火災のおそれのあるもの（ライター、ガスボンベ、スプレー缶等）、刃物等（カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ等）、まな板等の厚みのあるもの等が混入していないこと。

ウ 保管施設については以下の条件を満たすこと

(ア) 保管対象品目を最低でも10トン車5台程度保管できること。

(イ) 分別基準適合物としての品質が保持できること。

(ウ) 本市保管分を明確に区分すること。

(3) 引取場所(中継施設)での管理運営行為等

ア 西部圧縮梱包施設

人員配置については、引取場所(中継施設)へ搬入する車両（以下「搬入車両」という。）の誘導、計量システム管理、荷下ろしの誘導、積上及び積込作業（ショベルローダー等の運転手）に従事する作業員として、午前中1名以上、午後（特に搬入が集中する時間及びその前後の時間）は原則として6名程度とする。

当人員配置には、引取車両の運転手は含めない。ただし、当運転手が前段の業務にも従事する場合は、この限りでない。また、当人員配置については、実際の作業状況を踏まえて、本市と受注者で協議のうえ、変更することがある。

収集作業計画等の変更により、引取場所(中継施設)への搬入台数の増加や搬入時間の変更がある場合も、十分な人員配置を行い、円滑に管理運営を行うこと。

その他、施設出入口の開錠・施錠及び排水の確保のための排水溝の清掃(月1回程度)を実施すること。

受注者は、原則として、施設内の飛散防止用ネットフェンス、ブロック塀、照明設備、消火設備等を引き継いで使用することとする。また、施設内に重機等(積込用の重機、小道具、消耗品類等)、圧縮行為のための機材等を本市と協議のうえ、設置することができる。

イ 北積替所

人員配置については、搬入車両の誘導、計量システム管理、荷下ろしの誘導、積上及び積込作業（ショベルローダー等の運転手）に従事する作業員として、午前中 1 名以上、午後（特に搬入が集中する時間及びその前後の時間）は原則として 5 名程度とする。

当人員配置には、引取車両の運転手は含めない。ただし、当運転手が前段の業務にも従事する場合は、この限りでない。また、当人員配置については、実際の作業状況を踏まえて、本市と受注者で協議のうえ、変更することがある。

収集作業計画等の変更により、引取場所（中継施設）への搬入台数の増加や搬入時間の変更がある場合も、十分な人員配置を行い、円滑に管理運営を行うこと。

その他、施設出入口の開錠・施錠及び排水の確保のための排水溝の清掃（月 1 回程度）を実施すること。

6 委託料の支払い

委託料は、引取量 1 トン当たりの契約単価に本市又は受注者が算出した各月のプラスチック類の引取量を乗じて得た額を支払うこととする。算出額に 1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

引取量の算出は、引取場所（中継施設）毎に行い、各引取車両の引取量を集計する。各引取車両の引取量は、トン単位で小数点第 2 位まで算出することとし、小数点第 3 位以下は四捨五入する。

プラスチック類の引取量を基に前月分を計算し、受注者から適法な請求書を受領したときは、当該請求額を 30 日以内に支払う。

7 損害の負担

業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に関して、本市は、一切の責任を負わない。ただし、その損害が本市の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

8 業務不履行の際の契約解除及び変更

（1）受注者の自己の責任により、5（1）～（3）に定める業務を履行しなかった場合又は当該業務の履行が見込めないと判断される場合は、本市は受注者に対して、契約の解除をできるものとする。

（2）受注者が次のいずれかに該当するときは、本市は契約を解除し、又は委託料を減額することができるものとする。

ア 本市が作成する仕様書及び作業指示書等に定める内容を実施していない等の粗雑

履行があったとき。

イ 適正な業務の実施を確保していないとき。

ウ 本市が業務の是正又は改善を指導したにもかかわらず、これに従わないとき。

9 業務内容に変更が生じた場合

本契約及び本仕様書に記載する業務について、法令・規則の改廃、本市の一般廃棄物処理計画、収集作業計画、施設の改変等やむを得ない事情で変更が生じる場合、受注者と速やかに協議し、契約の変更・見直し等を行うこととし、受注者はその変更内容等に従って作業内容を変更しなければならない。

10 環境への配慮

- (1) 大気汚染の防止等を勘案し、より環境への負荷の少ない車両の使用に努めること。
- (2) 受注者は、地域貢献や社会貢献に努めること。

11 秘密の保持

- (1) 受注者は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。本委託業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。
- (2) 受注者は、本委託業務の履行過程において知り得た情報（個人情報を含む。）及び秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。調査のために雇用する者に対しても、同様の旨を周知徹底する。
- (3) 前各項の規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

12 費用負担区分等

5の業務に係る費用負担区分は、次のとおりとする。下記に定めるもの以外の費用負担については、本市及び受注者双方協議のうえ、決定するものとする。

項 目	本市	受注者
プラスチック類の引取りに関する事		
・ 受注者が実施する引取場所(中継施設)における清掃及び作業照明に係る光熱水費	○	
・ 引取場所(中継施設)における圧縮行為のための機材に要する光熱水費(必要な場合)	○	
・ 本市指定場所における残渣の処分費用	○	
引取場所(中継施設)における管理運営行為等に関する事		
・ 重機等(積込用の重機、小道具、消耗品類等)の設置・修繕・撤去等		○(※2)
・ 看板、カーブミラー、標識等の設置・修繕等	○(※1)	
・ 飛散防止用ネットフェンスの設置・修繕等		○(※2)
・ ブロック塀の設置・修繕等		○(※2)
・ 照明設備の設置・修繕等		○(※2)
・ 消火設備の設置・修繕等		○(※2)
・ 圧縮行為のための機材等の設置・修繕・撤去等(設置した場合)		○(※2)
・ 電気設備の整備・修繕・撤去等 (京都市整備分)	○(※1)	
(京都市整備分以外)		○(※2)

※1 受注者の責に帰すべき事由により修繕が必要となった場合は受注者負担とする。

※2 本市の責に帰すべき事由により修繕が必要となった場合は本市負担とする。

13 業務履行における注意義務

- (1) 受注者は、引取場所(中継施設)内の作業については、作業従事前に本市と適宜協議を行い、作業手順書及び連絡体制表を作成することとし、作業手順書に基づいた安全教育を作業員等に対して実施すること。また、本市からの緊急連絡等に対応できるよう、常に業務従事者と連絡が取れる体制を整えること。
- (2) 引取場所(中継施設)は適宜清掃を行い、常に清潔に保つこと。なお、西部圧縮梱包施設には下水設備がないため、汚水等が引取場所(中継施設)の周辺へ流出することがないように十分注意すること。
- (3) 作業員等の労務管理等にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。
- (4) 本業務の履行に際し、本市の施設及び備品に損害を与えた場合は、本市担当職員に報告し、遅滞なく原状回復すること。

14 その他

- (1) 受注者は、本業務に係る責任者を本市へ届け出ること。
- (2) 受注者は、業務を行うに当たり、本市の担当者と十分な連絡を取りながら、業務の

完遂を期するものとし、常に業務従事者に周知徹底が図られるような連絡体制を整えなければならない。

- (3) 受注者は、本業務の終了後や休日等において、本市からの緊急連絡や作業等に対応できる体制を整えなければならない。
- (4) 受注者は、業務を行うに当たり、本市の施策に協力するように努めなければならない。また、地震や風水害等の災害緊急時の引取業務等については、本市の指示に従って行わなければならない。
- (5) 受注者は、本委託業務に係るもの以外を含め、自らが行う業務に関連して交通事故や労働災害が発生した場合、又は自らが管理運営する施設・営業所等において火災事故が発生した場合は、速やかに本市へ報告するとともに、本業務に必要な安全対策・火災対策を講じることとする。
- (6) この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、別途協議するものとする。

15 禁止事項

次に掲げる事項を行うことを禁止する。ただし、本件競争入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、本件競争入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき又は特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承認を得た場合を除く。

- (1) 契約者が、非落札者から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達すること。
- (2) 非落札者が、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を供給すること。